

独立行政法人国立病院機構栃木医療センター奨学金貸与要領

(目的)

第1条 本要領は、独立行政法人国立病院機構栃木医療センター奨学金貸与規程（以下「貸与規程」とい。）第14条に基づき、独立行政法人国立病院機構栃木医療センター（以下「栃木医療センター」という。）に必要な優秀な看護師又は助産師（以下「看護師等」という。）を確保するため、国立病院機構附属看護学校等（以下「看護学校等」という。）に在籍する学生を対象とする奨学金の貸与について定めることを目的とする。

(貸与対象)

第2条 奨学金貸与の対象となる者は、看護学校等に在籍する学生であって、卒業後、栃木医療センターに常勤の看護師等の職員として勤務することを希望する学生とする。

(貸与申請)

第3条 看護学校等に受験しようとする者であって奨学金の貸与を受けることを希望する者は、受験する看護学校等の入学願書の写し、履歴書、在籍する高等学校長が作成する調査書を、看護学校等に在籍中の学生にあつて奨学金の貸与を受けることを希望する学生は、在籍する看護学校等の成績証明書を奨学生申請書（様式第1号）に添付のうえ、面接試験に先立ち栃木医療センター院長（以下「院長」という。）に申請するものとする。

(奨学生の決定)

第4条 院長は、書類選考及び面接試験により、学業成績優秀、品行方正、経済的理由により修学が困難な者等、奨学金を貸与する者（以下「奨学生」という。）を決定し、奨学生に対して奨学金貸与決定通知（様式第2号）を発行するものとする。

2 奨学生は、奨学金貸与決定通知書を受理した後速やかに、院長に対して奨学生誓約書（様式第3号）を提出しなければならない。

(奨学生の義務)

第5条 奨学生は、卒業後、栃木医療センターにおいて看護師等として勤務するものとする。

2 奨学生は、次の各号の一に該当するに至ったときは、直ちに、院長に届出なければならない。

- 一 休学、復学又は退学したとき。
- 二 停学その他の処分を受けたとき。
- 三 奨学生誓約書の記載事項に変更があったとき。

(奨学生の人数、奨学金の額及び貸与期間)

第6条 奨学生の人数は、年度の新規数を20名程度とし、かつ1学年20名以内とする。但し、申し込みの状況により、当年度における貸付総数を65名までとすることが出来る。

2 奨学金の額は、年額40万円とする。

3 奨学金の貸与期間は、奨学生になった日の属する年度から看護学校等を卒業する年度（最長4年間）までの期間とする。

(貸与方法及び利息)

第7条 院長は、原則として、学生が奨学生となった年度から卒業する年度まで、毎年4月及び10月に奨学金の年額の2分の1に相当する額を貸与する。

2 奨学金は、無利息で貸与するものとする。

(保証人)

第8条 奨学生は、一定の職業をもち、かつ、独立した生計を有している者を保証人として立てなければならない。

2 保証人は、奨学金の貸与を受けた者と連帯して債務を負担するものとする。

(奨学生の資格の取消し)

第9条 院長は、次の各号に該当するに至ったときは、奨学生の資格を取り消す。

一 第10条の規定により奨学生を辞退したとき。

二 自己の都合又は学則の定めるところにより看護学校等を退学したとき

三 看護学生にあつては新たな学年に進級できないとき、助産学生にあつては入学から1年間で助産師国家試験の受験資格が取得できないとき。

四 その他奨学生が奨学金貸与の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。

五 3期連続で第10条第2項の警告を受けたとき。

六 刑事罰等を受け、素行不良であると判断された場合。

2 災害を被る等やむを得ない事情により前項第3号の要件に該当すると認められるときは、院長は、当該学生について前項の規定を適用しないことができる。

(学業成績の証明等に関すること)

第10条 院長は、第9条4項に該当する奨学生の有無を確認するため、毎学期終了後、奨学生へ成績証明書等の提出を求めるものとする。

2 院長は、前項により奨学生が単位未習得だった場合、及び成績不良により再試験又は再実習を受けた場合は当該奨学生に対して警告する。

3. 院長は、奨学生に対し学期ごとに当院への就職の希望確認を行うことができるものとする。

(奨学金の支給停止)

第11条 院長は、前条第2項の警告をした学生において、2期連続して再試験・再実習となり、警告を受けた場合は、半年後の奨学金の支給を停止する。

なお、再試験・再実習の有無については、成績証明書提出時に様式第4号の提出により確認することとする。

(奨学生の辞退)

第12条 奨学生は、自己の都合により奨学生を辞退しようとする場合は、奨学生辞退願(様式第4号)を院長に提出しなければならない。

(返還の債務の免除)

第13条 院長は、奨学金の貸与を受けた者が次の各号の一に該当するに至ったときは、奨学金の返還の債務を免除するものとする。

- 一 奨学生が、看護学校等を卒業後、栃木医療センターにおいて、引き続き第6条第3項に定める貸与期間相当の期間業務に従事したとき。ただし、奨学生が、看護学校等を卒業後、栃木医療センターにおいて、引き続き1年以上業務に従事した場合は、1年につき1年間分の奨学金の返還を免除するものとする。なお、業務に従事した1年未満の期間は返還を免除する期間には該当しないものとする。(1年は12ヶ月を365日、閏年の時は366日を期間として、産休・育休は免除対象外として扱う。年度の途中で取得した場合、復帰後から計算し、業務に従事した期間の合計が12ヶ月となった時に1年として返還を免除するものとする。)
 - 二 前号に規定する業務従事期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。
- 2 前項の規定により返還の債務を免除した場合、院長は本人及び連帯保証人に対し奨学金返還免除決定通知書(様式第5号)により通知するものとする。

(返還)

第14条 奨学生は、前条に掲げる場合を除き、看護学校等を卒業後、院長の指定した日までに貸与された奨学金の全額を一括して返還しなければならない。

- 2 奨学生は、前項に定めるもののほか、次の各号の一に該当する事由が生じた場合には、院長の指定した日までに貸与された奨学金の全額を一括して返還しなければならない。
 - 一 第9条の規定により奨学生の資格を取り消されたとき。
 - 二 職員採用試験に不合格になったとき。
 - 三 卒業当年に看護師の免許を取得できないとき。
- 3 奨学生は、自己都合により看護学校等を卒業後、栃木医療センター及び他の国立病院機構の病院、国立研究開発法人の病院以外の病院等に就職する場合には、院長の指定した日までに貸与された奨学金の全額を一括返還しなければならない。

(延滞金)

第15条 院長は、奨学生が、貸与した奨学金の全額又は貸与した奨学金から第11条第1項の規定に基づき返還の債務を免除した額を減じた額を返還しなければならない日までに返還しなかったときは、貸与規程第13条の規定に基づき年5%の利息の率による延滞金を徴収するものとする。

(奨学金台帳の作成)

第16条 院長は、奨学生毎に奨学金台帳(様式第6号)を備え、奨学金を貸与した場合、奨学金の返還を免除した場合又は奨学金の返還を受けた場合には速やかに記録し、5年間保存しなければならない。

(疑義の調整)

第17条 貸与規程及び本要領に定めのない事項及び本要領に関し疑義が生じたときは必要に応じて院長と奨学生が協議して定めるものとする。

(施行期日)

附 則

第1条 この要領は、平成22年5月1日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

平成22年5月12日一部改定

平成23年3月1日一部改定

平成23年10月11日一部改定

平成25年 3月 1日一部改定

平成26年 4月 1日一部改定

平成28年 4月 1日一部改定

平成29年 1月10日一部改正

平成30年 9月30日一部改正

(適用)

第2条 この規程における奨学生の資格の取消し第9条3項及び4項については、平成28年度奨学生より適用とする、また、学生成績の証明については貸与年度に係わらず奨学生へ提出の依頼ができるものとする。

二 この規程における奨学生の資格の取り消し第9条第5項及び第11条については、平成29年1月以降に発出された警告文書より連続した場合に適用となる。